

(訂正・再送)新型コロナウイルス感染症（クリチバ市による制限措置の 継続：レベル3（赤））

2021年3月27日

(不要不急とされている一般商業活動の営業可能時間について誤りがあったため、訂正の上、再送いたします。)

3月26日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を4月5日まで延長する旨、発表しました。

●3月26日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を継続し、不要不急の活動等を制限する政令を発表しました。（4月5日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの。

- ・エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、ライブハウス、博物館など。）
- ・レセプション等のイベントを実施するための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・展示場や会議場、スポーツ関連施設など。
- ・美容室など。
- ・屋外市場（フェイラ）など。
- ・人の密集を伴う集会や親睦会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・広場やその他公有地、私有地に位置する運動用スペースの利用（コンドミニオ内も含む）。
- ・公共、共有スペースにおけるアルコール飲料の消費。
- ・不要不急の夜間外出（20時から翌5時）。

2 制限付きで営業や実施が可能なもの。

- ・必要不可欠とされていない一般商業活動：9時から19時、月から土まで、デリバリー、ドライブスルー形式のみ可。
- ・ショッピングセンター内店舗の営業：9時から19時、月から土まで、デリバリー形式のみ可。
- ・レストラン、軽食堂：10時から22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ可。
- ・パン屋など：6時から20時、月から土のみ。日曜日は7時から18時まで。店内での飲食は不可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：7時から20時、月から土まで。日曜日はデリバリーのみ。なお、入店できるのは1世帯1名まで。
- ・公園については、屋外でマスク着用、対人距離を十分に確保した上での個人単位での運動のみ可。

3 私立学校における対面授業を停止する。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブページ

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-prorroga-bandeira-vermelha-ate-5-de-abril/58419>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話：41-3322-4919
－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp